

令和5年第4回瑞穂市農業委員会総会議事録

1. 召集年月日 令和5年4月19日
2. 開催日時 令和5年4月26日 午後3時10分
3. 開催場所 瑞穂市役所巢南庁舎3階 3-2会議室
4. 出席委員数 13人
5. 出席委員
 - 1番 堤 透委員
 - 2番 高田 里美委員
 - 3番 古川 正敏委員
 - 4番 廣瀬 普委員
 - 5番 森 隆委員
 - 6番 浅野 隆士委員
 - 7番 林 鉄雄委員
 - 8番 岩田 好博委員
 - 9番 北村 一也委員
 - 10番 酒井 健詞委員
 - 11番 青木千恵子委員
 - 12番 高田 住代委員
 - 13番 岩田 重雄委員
6. 欠席委員 なし
7. 本会議に職務のため出席した事務局職員
 - 事務局長 佐藤 之則
 - 事務局次長 玉置 公司
 - 書記 杉原 昌実
 - 書記 梅田 莉奈
8. 農業委員会等に関する法律第35条の規定により出席した者の職氏名 (なし)

9. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名について

日程第2 専決処分等の報告について

報告第6号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書について

報告第7号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書について

日程第3 農地法関連議案について

議案第12号 農地法第3条の規定による許可申請書の審議について

議案第13号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について

日程第4 農業経営基盤強化促進法関連議案について

議案第14号 農用地利用集積計画の決定について

日程第5 農業委員会の活動計画について

議案第11号 令和5年度農業委員会の最適化活動の目標の設定等について(継続)

10. 審議の経過

(午後3時10分)

- 議 長 本日、総会を招集しましたところ、定刻までにご出席をいただき誠にありがとうございます。只今の出席委員は13人です。定足数に達しておりますので、瑞穂市農業委員会第4回総会を開会いたします。直ちに本日の会議を開きます。お手元に配布してあります資料を基に進めて参ります。
- 議 長 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、1番堤透委員、3番古川正敏委員の2名を指名いたします。
- 議 長 日程第2、専決処分等の報告について、令和5年3月13日から令和5年4月10日までの間に、瑞穂市農業委員会に届出のあった、農業委員会事務局規程第6条の規定による、専決処分事項につきましては、法令及び当委員会の申し合わせ事項について事務局で、確認及び審査し受理済みであります。報告第6号「農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書について」、報告第7号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書について」、事務局に報告を求めます。
(事務局報告)
- 議 長 ただいま事務局から報告がありました、報告第6号、報告第7号について、質疑等ありませんか。
- 北村委員 報告第7号の7につきまして、再度、農地転用の届出申請をしなくても、現況雑種地に土地を造成後に、地目変更ができると思うのですが、その選択を何故しなかったのでしょうか。
- 事務局 造成途中で、先の届出による利用計画が変更になり、さらに譲渡することとなったのが原因です。農業会議にも相談しています。また、本届出地は地図を拝見いただくと、西側に元々農地ではない法定外道路が存在していて、そこが農地なのか、農地ではないのかということも、地目変更をめぐり、法務局と協議中です。

- 議 長 他にご意見、ご質問はございませんか。
(質疑、意見無し)
- 議 長 日程第2の専決処分の報告を終わります。
- 議 長 日程第3、農地法関連議案について議題とします。
- 議 長 議案第12号「農地法第3条の規定による許可申請書の審議について」、議案第13号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」、事務局に説明を求めます。
(事務局説明)
- 議 長 只今、事務局から説明がありましたが、地区担当委員の方から、ご意見がありましたらお願い致します。
- 議 長 議案第12号番号1、番号2について森隆委員ご意見ありますか。
- 森 委 員 特に問題ないと思います。よろしく申し上げます。
- 議 長 議案第12号番号3について、岩田好博委員ご意見ありますか。
- 岩田委員 事務局の説明通り問題ありません。よろしく申し上げます。
- 議 長 議案第12号番号4について私の担当区域ですが、特に問題はありません。
- 議 長 議案第13号番号1、番号2について北村一也委員ご意見ありますか。
- 北村委員 番号1は転用目的が所有者の次女の農家分家住宅であり、番号2に関しましては、転用目的が所有者の孫の一般個人住宅であるとのことで、7月に農振除外で議論したと思われしますので、特段問題ないと思います。よろしく申し上げます。
- 議 長 只今、地区担当委員さん及び事務局より説明がありましたが、中央のテーブルに準備しました各種申請書を精読して頂くため、10分程度の時間を設けたいと

思います。暫時休憩とします。再開は16時00分とします。

(休憩)

○議 長 只今より再開いたします。

○議 長 議案第12号番号1について、質疑、意見があれば挙手をお願いします。
(質疑、意見無し)

○議 長 質疑、意見が無いものと認めます。議案第12号番号1について原案のとおり
決定することに賛成の方は挙手を願います。
(全員挙手)

○議 長 全会一致と認め、原案のとおり決定されました。

○議 長 議案第12号番号2について、質疑、意見があれば挙手をお願いします。
(質疑、意見無し)

○議 長 質疑、意見が無いものと認めます。議案第12号番号2について原案のとおり
決定することに賛成の方は挙手を願います。
(全員挙手)

○議 長 全会一致と認め、原案のとおり決定されました。

○議 長 議案第12号番号3について、質疑、意見があれば挙手をお願いします。
(質疑、意見無し)

○議 長 質疑、意見が無いものと認めます。議案第12号番号3について原案のとおり
決定することに賛成の方は挙手を願います。
(全員挙手)

○議 長 全会一致と認め、原案のとおり決定されました。

○議 長 議案第12号番号4について、質疑、意見があれば挙手をお願いします。

- 北村委員 農地法の改正により、下限面積の撤廃があり、譲受人の経営面積が3反未満でしたが、事務局で許可についての見解などがあれば教えていただきたいです。
- 事務局 下限面積撤廃は令和5年4月1日に施行されており、経営面積が一定以上必要であるという条文は無くなり、新規で家庭菜園程度の小さい農地を売買したり、空き家などとまとめて売買しようとしている農地の取得が可能になりました。3条許可申請の受付時に、農地の全てを効率的に利用できるか、農作業従事の日数を満たせるか、世帯の労働力は十分か、周辺農業経営に支障をきたさないか、農業用機械の所有状況、所得者が現に所有している農地の経営状況を総合的に鑑みて判断することになります。
- 議長 他にご意見、ご質問はございませんか。
(質疑、意見無し)
- 議長 長 質疑、意見が無いものと認めます。議案第12号番号4について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。
(全員挙手)
- 議長 長 全会一致と認め、原案のとおり決定されました。
- 議長 長 議案第13号番号1について、質疑、意見があれば挙手をお願いします。
(質疑、意見無し)
- 議長 長 質疑、意見が無いものと認めます。議案第13号番号1について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。
(全員挙手)
- 議長 長 全会一致と認め、原案のとおり決定されました。
- 議長 長 議案第13号番号2について、質疑、意見があれば挙手をお願いします。
(質疑、意見無し)

○議 長 質疑、意見が無いものと認めます。議案第13号番号2について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(全員挙手)

○議 長 全会一致と認め、原案のとおり決定されました。

○議 長 日程第4、農業経営基盤強化促進法関連議案についてを議題とします。議案第14号「農用地利用集積計画の決定について」事務局に説明を求めます。

(利用権の設定を受ける者が農業経営基盤強化促進法の要件を満たしている旨、事務局説明)

○議 長 議案第14号について、質疑、意見があれば挙手をお願いします。

○廣瀬委員 中間管理事業についてですが、調整区域も範囲に含まれるかと思いますが、法改正により、徐々に中間管理機構を介して契約していく流れになるという認識で問題ないでしょうか。

○事務局 調整区域も中間管理事業に含まれます。経過措置で2年間は旧基盤法による相対契約が可能です。地域計画策定に沿って、中間管理事業に移行していく流れになっていくと思われま。

○古川委員 議案第14号の3で、新規で有機農業を行う予定の方はどんな方でしょうか。

○事務局 年齢が40代の宮田地域に住んでいる方で、有機農業に関して学習したので、兼業しつつ実践したいと相談がありました。水稻を作付予定であると聞いております。

○議 長 他にご意見、ご質問はございませんか。

(質疑、意見無し)

○議 長 質疑、意見が無いものと認めます。議案第14号について原案のとおり決定す

ることに賛成の方は挙手を願います。

(全員挙手)

○議長 全会一致と認め、原案のとおり決定されました。

○議長 日程第5、農業委員会の活動計画についてを議題とします。議案第11号「令和5年度農業委員会の最適化活動の目標の設定等について」、審議を農地部会ならびに農政部会に付託しておりましたので、各部会長に審議結果の報告を求めます。まず、農地部会長の林鉄雄委員に審議結果の報告を求めます。

○林委員 只今、議題となりました議案第11号、令和5年度農業委員会の最適化活動の目標の設定等については、農地部会に1. 農業委員会の状況について付託されたので、本日総会前に巢南庁舎公室において、会長、職務代理者、事務局に出席を求め慎重に審議を行いました。審議の内容を簡潔に申し上げますと、基幹的農業従事者や農業参入法人等の言葉の定義を確認される意見が出ました。特に訂正意見等もなく、出席者全員一致で原案の通りで問題なしと決定しましたので、報告致します。

○議長 続いて、農政部会長の古川正敏委員に審議結果の報告を求めます。

○古川委員 議案第11号の令和5年度農業委員会の最適化活動の目標の設定等については、2枚目の最適化活動の目標の部分が農政部会に付託されたので、本日総会前に巢南庁舎公室において、事務局に出席を求め慎重に審議を行いました。農地の集積につきましては、昨年度と比べて集積面積が7ha減っており、これほど多くの面積が減っているのは、今回は認定農業者が多く減っていることや、利用権の更新時期と重なったためと考えているとの説明がありました。活動強化月間の活動については、8月の内容のほか、10月、2月の活動についても具体的な内容を検討すべきとの意見がありましたので、文言について修正をしていきたいと思っております。以上、付託されている全ての項目につきまして出席部会員の賛成多数により、概ね了承する結果になりましたので、報告致します。

○議長 議案第11号について、質疑、意見があれば挙手をお願いします。

(質疑、意見無し)

○議 長 質疑、意見が無いものと認めます。議案第11号について、農地部会ならびに農政部会の報告を農業委員会の案と定めることに賛成の方は挙手を願います。

(全員挙手)

○議 長 全会一致と認め、原案のとおり決定されました。

○議 長 以上で本日の総会の議事はすべて議了致しました。

○議 長 これにて、瑞穂市農業委員会第4回総会を閉会いたします。